

利用約款

ガーデン藤ヶ谷ゴルフレンジ
2009年4月改定

(約款の適用)

第1条 当練習場の敷地 施設に入場した方は、本約款に従ってご利用いただきます。

(約款 効力発生)

第2条 この約款は当練習場 敷地 施設に入ったときから効力が発生します。

(施設 敷地への入場拒絶)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は当練習場の施設及び敷地への入場をお断りします。

- ・天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
- ・利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき
- ・利用者が暴力団員又は、暴力団関係者である場合
- ・利用者が、暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ・偽名又は他人名義で申込が行われた場合
- ・泥酔、覚せい剤使用の場合
- ・刃物、危険物等を所持している場合
- ・ルール、マナーに反するとき及び、警告を無視して改めないとき
- ・法律等に違反した場合、本約款に違反した場合
- ・0才～18才の子供、未成年の場合(保護者同伴の場合は除く)

(休場日、開場時間)

第4条 当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が別に定めたとことにより、ただし 臨時的に変更する事があります。

(ゴルフクラブ、金銭、貴重品、携帯品等)

第5条 ゴルフクラブ、金銭、貴重品、携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当練習場の 打席、食堂、ロビー、トイレその他の場所の如何を問わず、ゴルフクラブ、金銭、貴重品、携帯品等の紛失・盗難・滅失・毀損について責任を負いません。

(自動車、バイク、自転車及び携帯品等の事故責任)

第6条 駐車場内、敷地内での自動車等及び携帯品等に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いかねます。

(宅配便の事故責任)

第7条 宅配便による物品の受領、保管、発送につき破損等の事故が発生しても当練習場は責任を負いません。

(強風、雷、異常気象時の厳守事項)

第8条 強風、雷、異常気象などの際は、プレー(練習)を中断し、係員の指示に従って下さい。

(火気の使用についての厳守事項)

第9条 当練習場 施設・敷地内での喫煙は、所定の場所以外では禁止です。またプレー中及び歩きながらの喫煙もお断りします。

(施設等に与えた損害)

第10条 故意または過失によって当練習場の施設、敷地及び備品等に損害を与えたときは、加害者にその損害を賠償していただきます。

(持込み品の禁止)

第11条 施設内へは、次の各号に掲げる物品の持込みをお断りいたします。
・ゴルフボール ・動物(ペット含む) ・悪臭又は騒音を発するもの
・銃砲刀剣類 ・発火又は爆発の恐れのあるもの
・麻薬及び麻薬に類する物 ・その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(行為の禁止)

第12条 施設、敷地内では、次の各号に掲げる行為はお断りいたします。
・賭博その他風紀を乱す行為
・物品販売及び広告宣伝勧誘行為
・他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行為
・許可を得た者以外のフェアウェイ内、バンカーアプローチ場、パターグリーン場 立入り
・進入禁止、立入禁止等の区域への侵入
・危険だと思われる区域への侵入及び危険だと思われる物等への接触
↑子供、未成年の保護者は特に注意して下さい

(危険防止事故防止のための利用規約)

第13条 当練習場ではご来場者が楽しく安全に練習していただけるよう次に掲げる事項を定めています、ご来場者は必ず厳守して下さい。

<禁止事項>

- ・打席ゴルフマット以外でのプレー
- ・スタンス位置が 打席ゴルフマットから はみ出たプレー
- ・ゴルフボールの持込
- ・当練習場所所属ティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン
- ・斜め打ち ・打席ティーを高くしすぎでのプレー
- ・指定打席以外での練習
- ・当練習場の備品、設備等の移動
- ・大声での電話、会話等、周りのお客様のご迷惑になる行為
- ・通路等打席以外での素振り
- ・メタルバイクの使用
- ・ボールの取置き
- ・打席マット、打席間仕切りの移動
- ・ボールがティー前方に転がった場合、危険ですから拾わないで下さい
- ・ファウエーへの立ち入り
- ・立入禁止、進入禁止等の区域への侵入
- ・泥酔状態での練習
- ・下着姿等でのプレー
- ・プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
- ・無断での当練習場の利用・立入・見学・写真撮影・録音・他

<厳守事項>

- ・エチケット、マナーを守ること。
- ・周囲に充分注意してプレーして下さい。
- ・打席ティーの高さ調整は、周囲の打席に充分注意しながら必ずクラブでティー昇降盤を押して調整して下さい。
- ・6才～18才の子供、未成年がプレーする場合は必ず保護者付添でお願い致します。
- ・6才～18才の子供、未成年がプレーする場合は保護者が事故等のないよう周囲に充分注意して下さい、又 周囲のお客様にご迷惑とならないようお願い致します。
- ・0才～5才児のプレーは禁止いたします。
- ・アプローチバンカー場、パターグリーン場でのプレーは特に周囲に注意して下さい。
- ・アプローチバンカー場で同時にボールを打つのは危険ですのでお止め下さい。
- ・アプローチバンカー場を他の方が利用している時はご遠慮下さい。

(長尺クラブの使用について)

第14条 いわゆる「長尺クラブ」については、46インチ以上の長さのクラブを指します。

「長尺クラブ」を使用して練習する場合は事前に(受付時)申告してください。使用可能な打席にご案内します。指定された打席外では使用できません。また、打席の選択もできません。長尺クラブを使用して事故が発生した場合、使用者の責任となり、当練習場は責任を負いません。

(事故の責任)

第15条 ご自身又は第三者に人的・物的損害を発生させた場合、又はご自身やこれらの被害を受けても、当練習場は一切その責任を負いません。

当練習場の責により事故が発生した場合は示談等はせず必ず弁護士等の第三者を通じて対処いたします。

(利用約款違反の責任)

第16条 この約款に違反し、ご自身又は第三者に人的物的損害等を与えたときまたはご自身がこれらの被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません、加害者にその損害等を賠償していただきます。

(個人情報取り扱いについて)

第17条 当練習場は知り得た個人情報を、当練習場の責に則り安全管理に努めます。当練習場では、ご登録またはご来場いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAXまたはEメール等でご案内させていただいておりますのでご了承ください。

付 則

施設利用方法等は必ず当練習場の指示に従ってご利用いただきます。この約款は告知せず必要に応じ改定することがあります。

以上